

施策名	実施主体ごとのアクション									評価			備考	
	国	都道府県	市町村	医療保険者(事業主)	国民・患者	医師等	学会	拠点病院	項目	目標				
										中間	最終			
◆納得できる医療を選択するために(全体目標1-B、2)														
10 情報提供・教育 重点	すべての患者に「がん患者必携」を届ける(本編+私のカルテ)	「がん患者必携」の作成 普及啓発 【厚・健、医政】	「がん患者必携」の配布 普及啓発	「がん患者必携」配布協力 普及啓発	普及啓発	「がん患者必携」作成協力 自分の病状や治療法と選択について理解する 普及啓発	「がん患者必携」の作成及び配布への協力 普及啓発	「がん患者必携」の作成及び配布への協力 普及啓発	「がん患者必携」の配布 普及啓発	患者の「必携」所持率	80%	100%		
	すべての患者への相談支援センターによる病初期相談の提供	指導と普及啓発 【厚・医政、健ほか】	「相談支援センター」での受け入れ体制整備 受け入れと周知	普及啓発	—	利用することで、主体的な治療参加のきっかけとする 質の悪い治療を受けるリスクの回避	患者への周知	協力する	「相談支援センター」の受け入れ体制整備 受け入れと周知	患者の相談率	80%	100%		
	すべてのがん拠点病院にピアカウンセリングの場を設置	拠点病院の指定要件改定 リーダー患者等への教育プログラムの作成 運営マニュアルの作成 【厚・医政、健ほか】	設置計画の策定と実施体制の整備 周知徹底	協力する	—	リーダーとして参加する患者等は教育プログラムを受講 利用することで、心のケアに役立てる	協力する	—	相談支援センター等との連携など体制整備 運営指針に基づき実施 周知徹底	設置率	80%	100%		
	がん対策情報センターがどのような状況にある患者・家族にも役立つ情報を提供すること	国立がんセンターは、患者家族を含む編集委員会の企画及び管理に基づく情報作成と提供 国は実施支援、指導 【厚・医政ほか】	—	—	—	作成に参加 利用し、自分の病状や治療と選択肢を理解する	作成に参加 普及啓発	作成に参加 普及啓発	情報管理	不足情報の充足率	洗い出しの抽出と作成開始	100%		多様な状況の患者、家族を含めた会議で要検討
	治療方針の決定及び変更時の医師による詳細な説明の確実な実施	診療報酬の新規設定 【厚・保】	必要な体制の整備	—	診療報酬の支払い	利用する 医師の説明を理解して治療方針等の決定に参加する	コミュニケーション技術向上に努める 患者の希望を理解するように努め、治療の選択肢を幅広く提示する	コミュニケーション技術向上のためのプログラム開発	説明の実施 体制の整備	実施率	80%	100%		
	県別がん対策白書の作成	集計と発行 【厚・健ほか】	情報の収集と国への提出	情報収集への協力	—	理解と活用	情報提供への協力	—	情報の収集と提出	発行	21年度に初回発行	毎年定期発行		
	DPC等ベンチマーク情報システムの稼働	方針決定 システム運営と情報公開 【厚・保、医政、健】	拠点病院への指導	—	—	理解と活用	適正なコーディング等協力	診療ガイドライン、標準パス等の作成	DPC参加 データの提出	稼働	稼働	—		
レジメン・プロトコル・臨床試験データベースの作成と公開	データベースの作成と公開 【厚・医政、健ほか】	拠点病院への指導	—	—	理解と活用	データベース作成への協力 患者への周知	データベースの活用と分析	データの提出	稼働	すべての病院が参加	すべての該当データの集約と公開			
◆患者・国民の視点を生かしたがん政策														
11 患者参加	がん政策に参加できる人材の育成	人材育成プログラム作成と実施(委託等含め) 【厚・官、医政、健】	育成プログラム実施支援	—	—	育成プログラムへの参加と周知	育成プログラム実施協力	育成プログラム実施協力	育成プログラム実施協力	人材育成プログラムの実施	プログラム開発完了 モデルプログラム受講 150人	希望者の全員受講		
	がん政策の策定へのがん患者関係者等の参加	患者関係者等の参加に関する方針の策定と実施 周知する 【総、厚・健ほか】	患者関係者等の参加に関する方針の策定と実施 周知する	—	—	参加する 周知する	協力する	協力する	協力する	関連審議会等への参加数	定員5分の1以上参加 60%以上	4分の1以上参加 80%		
◆必要な対策に財源が付き、効率的に使われるために														
12 財政 重点	「分かる、見える、がん関連予算集計表」作成	分かる、見える、がん関連予算集計表作成(基本法10条)【関係各省庁】	資料提出	資料提出	資料提出	関心を持つ	関心を持つ	関心を持つ	資料提出	「分かる、見える、がん関連予算集計表」の作成	初年度より作成	毎年作成	施策ごとに省庁横断、費目横断的で詳細な予算集計表	
	がん対策基本計画で必要とされた予算確保	省庁間を超えた予算編成作業(基本法8条) 編成会議開催 予算獲得【関係各省庁】	県予算の確保	—	—	納税 保険料、医療費支払い	根拠データの作成、適正活用	根拠データの作成、適正活用	根拠データの作成、適正活用	予算化実現率	100%	100%		
	「分かる、見える、がん関連予算評価表」作成	分かる、見える、がん関連予算集計表作成(基本法10条)【関係各省庁】	資料提出	資料提出	資料提出	関心を持つ	関心を持つ	関心を持つ	資料提出	「分かる、見える、がん関連予算評価表」の作成	21年度から作成	21年度より毎年作成		